

令和2年3月13日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の
就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への
特段の配慮に関する要請について

2020年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動については、本年3月1日から企業の広報活動が開始されており、6月1日には採用選考活動の開始が予定されております。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、政府においては、イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところであります。

こうした状況などを踏まえ、多数の学生が集まるような企業説明会については、中止、延期又は規模縮小等の対応が行われています。このため、学生に不安が生じていることや、学生が企業を十分に理解する機会が失われ企業に対する理解が進まず、雇用のミスマッチが生じる可能性があることなど、今後の就職・採用活動等への影響が懸念されます。

以上の状況に鑑み、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいただくとともに、学生が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間を確保できるよう、採用活動を最大限柔軟に行うことにより、学生が安心して就職活動に取り組める環境を整えていただく必要があります。

また、2019年度卒業・修了予定等の既に内定を得ている学生が、今般の影響を受けて、内定先の企業に入社できるか不安を抱いていると思われるため、その不安を解消していただく必要もあります。

貴団体におかれましては、加盟各企業等で採用活動や新卒の内定者の取扱いに特段の配慮がなされるよう、別紙の要請を速やかに周知徹底いただきたく、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請事項

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、2020年度(2021年3月)に卒業・修了予定の学生を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に特段の配慮を要請する事項は、以下のとおりです。

また、2019年度卒業・修了予定等の内定者の取扱いについても、特段の配慮をお願いいたします。

<要請事項>

I. 2020年度卒業・修了予定者等について

1. 企業説明会について

(必要性の検討)

- ① 現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討すること。

(開催の場合)

- ② 出席者へのマスクの着用や手洗いの推奨、アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など感染の拡大防止に十分配慮すること。
- ③ 学生が出席できなかったことをもって、その後の採用選考に影響を与えることがない旨を積極的に情報発信すること。

(中止・延期の場合)

- ④ 学生の交通、宿泊等への影響に鑑み、可能な限り速やかに中止・延期の連絡を行うこと。
- ⑤ インターネットをはじめ多様な通信手段を活用した代替的な企業説明会を積極的に実施すること。

2. エントリーシートについて

学生が企業を理解する十分な機会を確保するため、エントリーシートの提出期限の延長を積極的に検討するとともに、こうした対応を実施する場合には、積極的に情報発信すること。

3. 採用選考活動について

- ① 学生が企業を理解する十分な機会を確保し、雇用のミスマッチを防止するため、令和2年6月1日以降の開始を遵守すること。
- ② 採用選考日程を後倒しにするなど柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の提供を行うとともに、その旨を積極的に情報発信すること。
- ③ 学生の意向にも配慮しつつ、インターネットをはじめ多様な通信手段を活用した面接や試験を実施するとともに、その旨を積極的に情報発信すること。

II. 2019 年度卒業・修了予定等の内定者について

- ① 採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じること。
- ② やむを得ない事情により採用内定の取消し又は採用・入職時期の延期を行う場合には、対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること。

※ 内定者の取扱いについては、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号）第二の一（二）において、採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等を示しておりますので、御確認いただくようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000498459.pdf>

※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、下記ホームページにより最新の情報を御確認いただき、安全対策に最新の注意を払っていただくようお願いいたします。

- 首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html